

災害時における広域避難等相互応援に関する協定書

四日市市、菰野町、朝日町、川越町及び三重県（以下、「市町及び県」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域避難を含む相互の応援又は協力（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、次の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、他市町の応援を受けなければ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合における相互応援の実施及び相互応援の体制構築に向けた検討について必要な事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 前号に定めるもののほか、住民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 要請元市町 前条に定める事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に応援の要請をする市町
- （2） 要請先市町 前条に定める事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に応援の要請を受ける市町

（応援の種類）

第3条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 広域避難（避難者及び傷病者の受け入れ）
- （2） 食料品、飲料水及び生活必需品（以下「物資」という。）の提供
- （3） 資機材の提供
- （4） 市役所・町役場の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項に定める応援についての具体的な内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

（応援の要請）

第4条 要請元市町は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1） 被害の状況又は想定される被害状況
- （2） 応援の種類
- （3） 応援の具体的な内容及び必要量
- （4） 応援の場所及び当該場所までの経路
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 前条の規定により要請を受けた要請先市町は、その内容に従い応援を行うものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(避難施設の運営)

第6条 第3条第1項第1号の規定により避難者及び傷病者を受入れる場合において、要請元市町が使用する避難施設の運営は、要請元市町が行うものとする。ただし、避難初動期等要請元市町の体制が整わない場合は、要請先市町に応援を要請し、要請先市町は可能な限りその要請に応じるものとする。

(物資及び資機材の提供)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号の規定により物資及び資機材を提供する場合において、物資及び資機材の運搬は、要請元市町が行うものとする。ただし、避難初動期等要請元市町の体制が整わない場合は、要請先市町に応援を要請し、要請先市町は可能な限りその要請に応じるものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請元市町の負担とする。

2 応援に係る業務に従事した職員等（以下、応援職員等という。）が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、要請先市町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、要請元市町と要請先市町が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、要請元市町が賠償の責めを負う。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、要請先市町の負担とする。

5 前項に定める要請元市町の負担額は、要請先市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(広域避難の避難先の確保)

第9条 市町及び県は、広域避難に際して必要となる避難先の確保を進めるものとする。

(連絡会議等の実施)

第10条 市町及び県は、第1条に基づく応援及び検討が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議等を実施し情報交換を行う。また適宜、研修、訓練等を行うものとする。

(県の役割)

第11条 県は、この協定に基づく応援及び検討が円滑に行われるよう、県有施設の利活用に係る調整や広域避難の実施時における調整など、市町とともに必要な取組を進めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、市町及び県のいずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた、同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町及び県がその都度協議するものとし、必要に応じて、別途、実施要領等において定めるものとする。

附則

この協定は、令和4年9月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市町及び県が署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年9月26日

四日市市長

森 智 広

菰野町長

柴 田 孝 之

朝日町長

矢 野 純 男

川越町長

城 田 政 幸

三重県四日市地域防災総合事務所長

関 泰 弘